



様式第3号（第4条関係）

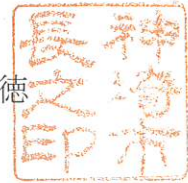
生環第235号
令和7年4月1日

一般廃棄物処理業許可証

住 所 佐賀市久保泉町大字下和泉2550番地

氏 名 有限会社 イデント
代表取締役 井手 健太

神埼市長 實 松 尊 徳



神埼市一般廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり許可する。

許 可 番 号	神埼市7第10号
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
処 理 業 の 区 分	収集運搬業（積替え及び保管行為を除く。）
処 理 業 の 区 域	神埼市全域
許 可 期 限	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none">1. 事業系一般廃棄物に限る。2. 裏面の登録車両以外を収集運搬に使用しないこと。3. 毎月実績報告書を作成し、翌月の10日までに提出すること。4. 許可事項に変更が生じた場合は、10日以内に届け出ること。5. 受託事業所において、ごみの分別を徹底するように指導依頼すること。6. 関係法令を遵守すること。